

平成28年経済センサス - 活動調査について

1 調査の目的

平成28年経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施しています。

3 調査の期日

平成28年6月1日

4 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行いました。

- ・大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ・大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ・大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

利 用 上 の 注 意

- 1 本確報（概要版）は、「平成 28 年経済センサス-活動調査（製造業）」の調査結果のうち、以下のすべてに該当する事業所（以下「事業所」といいます。）について、工業統計調査との時系列比較を可能とするために県独自に集計し公表するものです。
 - ・従業者 4 人以上の事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- 2 本確報（概要版）において、「平成 28 年」、「平成 27 年」、「平成 24 年」（下線のある年次の数値）及び「平成 23 年」の数値は「経済センサス - 活動調査（総務省・経済産業省）」、その他の年次の数値は「工業統計調査（経済産業省）」の数値です。調査結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額については、表示年次における 1 年間の数値です。また、事業所数、従業者数については、28 年活動調査は平成 28 年 6 月 1 日現在、平成 24 年経済センサス - 活動調査は平成 24 年 2 月 1 日現在、工業統計調査は表示年次の 12 月 31 日現在の数値です。
- 3 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。なお、比率は小数点以下第 2 位で四捨五入しました。

該当数字のないもの及び分母が 0 のため計算できないものは「-」としました。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」で表しました。

「X」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。
- 4 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点にご注意ください。
 - (1) 平成 19 年調査において、製造業の実態を的確にとらえるため、製造以外の活動を把握することとし、事業所全体の活動を対象とした調査に変更したため、製造品出荷額等及び付加価値額などは平成 18 年以前の数値とは接続しないものがあります。
 - (2) 日本標準産業分類の第 12 回改訂（平成 20 年 4 月 1 日適用）に伴い、平成 20 年調査から新産業分類が適用されています。そのため平成 20 年の増減率は、平成 19 年の数値を新産業の分類で再計算したものです。
- 5 産業分類の決定方法については以下のとおりです。

製造品又は賃加工品が単品の事業所の場合は、「工業統計調査商品分類表」の品目 6 けた番号の上 4 けたで産業細分類を決定します。

製造品及び賃加工品が複数ある場合は、まず上 2 けたの番号を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので中分類を決定します。次に、その決定された 2 けた番号の中で、同様の方法により上 3 けたの小分類を決定し、さらに上 4 けたの細分類を決定します。

ただし、鉄鋼業など一部の業種については、原材料、作業工程、機械設備等により決定しているものがあります。
- 6 個人経営事業所の数値について
「平成 28 年経済センサス-活動調査」では、個人経営事業所については、調査事項を簡素化した【01】個人経営調査票で調査を行いました。この調査票を配布した事業所については、「事業所数」、「従業者数」、「品目別製造業品出荷額」のみ集計しました。また、「売上（収入）金額」については、製造品出荷額等とみなし集計したため、国の公表値とは異なります。

7 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおりです。

中分類番号	産 業 中 分 類	略 称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材
13	家具・装備品製造業	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業（別載を除く）	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄
24	金属製品製造業	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産機械
27	業務用機械器具製造業	業務機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
32	その他の製造業	その他

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 従業者

当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めません。

3 原材料使用額等

＝原材料使用額 ＋ 燃料使用額 ＋ 電力使用額 ＋ 委託生産費
＋ 製造等に関連する外注費 ＋ 転売した商品の仕入額

4 製造品出荷額等

＝製造品出荷額 ＋ 加工賃収入額 ＋ 製造業以外の収入額

5 付加価値額

＝製造品出荷額等 ＋（製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額）
－（消費税を除く内国消費税額 ＋ 推計消費税額）
－ 原材料使用額等 － 減価償却額

6 粗付加価値額

＝製造品出荷額等 －（消費税を除く内国消費税額 ＋ 推計消費税額）
－ 原材料使用額等

7 有形固定資産投資総額

＝土地の取得額 ＋ 有形固定資産（土地を除く）の取得額 ＋ 建設仮勘定の年間増減